

統計品質改善会議（第3回）

議事次第

日 時：2月28日（火）13:00-13:15

場 所：2号館 共用会議室2AB

参加者：美添委員他7名

議 題：

1. 建築着工統計調査について
2. 産業連関表について

概要

- 建築着工統計調査は、基幹統計である建築着工統計を作成するための調査として、建築動態統計調査規則(以下「規則」という。)に基づき実施している。
- 統計の精度向上の観点から、調査票の建築工事費予定額の欄に単位(億・万)を追加記載する等、以下のとおり調査票様式の改正を行う。(改正した規則は令和5年2月28日公布、4月1日施行)
- 令和5年度4月分の調査より新様式を使用して調査を行う。

旧様式

建築着工統計調査票
国土交通省
政府統計

標準字体 1234567890

第一号様式
基幹統計調査
建築着工統計

工事予定期日 年 月

都道府県名
市区町村名
作成者氏名

記入の注意
(1)標準字体を手本として下さい。
(2)枠からはみだしたり、小さ過ぎたりしないで下さい。
(3)筆記用具はなるべくシャープペンシル(0.5mm, HB)を使用して下さい。
(4)まちがえた場合は、消しゴムで消してから記入して下さい。

①建設区分
②建設主
③建設区分
④建設主
⑤建設区分
⑥建設主

⑦建設区分
⑧建設主
⑨建設区分
⑩建設主

⑪建設区分
⑫建設主
⑬建設区分
⑭建設主

⑮建設区分
⑯建設主
⑰建設区分
⑱建設主

⑲建設区分
⑳建設主
㉑建設区分
㉒建設主

⑳建設区分
㉑建設主
㉒建設区分
㉓建設主

㉔建設区分
㉕建設主
㉖建設区分
㉗建設主

㉘建設区分
㉙建設主
㉚建設区分
㉛建設主

㉜建設区分
㉝建設主
㉞建設区分
㉟建設主

㊱建設区分
㊲建設主
㊳建設区分
㊴建設主

㊵建設区分
㊶建設主
㊷建設区分
㊸建設主

㊹建設区分
㊺建設主
㊻建設区分
㊼建設主

㊽建設区分
㊾建設主
㊿建設区分
1建設主

2建設区分
3建設区分
4建設区分
5建設区分
6建設区分
7建設区分
8建設区分
9建設区分
0建設区分

新様式

建築着工統計調査票
国土交通省
政府統計

標準字体 1234567890

第一号様式
基幹統計調査
建築着工統計

工事予定期日 年 月

都道府県名
市区町村名
作成者氏名

記入の注意
(1)標準字体を手本として下さい。
(2)枠からはみだしたり、小さ過ぎたりしないで下さい。
(3)筆記用具はなるべくシャープペンシル(0.5mm, HB)を使用して下さい。
(4)まちがえた場合は、消しゴムで消してから記入して下さい。

①建設区分
②建設主
③建設区分
④建設主
⑤建設区分
⑥建設主

⑦建設区分
⑧建設主
⑨建設区分
⑩建設主

⑪建設区分
⑫建設主
⑬建設区分
⑭建設主

⑮建設区分
⑯建設主
⑰建設区分
⑱建設主

⑲建設区分
⑳建設主
㉑建設区分
㉒建設主

㉓建設区分
㉔建設主
㉕建設区分
㉖建設主

㉗建設区分
㉘建設主
㉙建設区分
㉚建設主

㉛建設区分
㉜建設主
㉝建設区分
㉞建設主

㉟建設区分
㊱建設主
㊲建設区分
㊳建設主

㊴建設区分
㊵建設主
㊶建設区分
㊷建設主

㊸建設区分
㊹建設主
㊺建設区分
㊻建設主

㊼建設区分
㊽建設主
㊾建設区分
㊿建設主

1建設区分
2建設区分
3建設区分
4建設区分
5建設区分
6建設区分
7建設区分
8建設区分
9建設区分
0建設区分

桁数の多い項目は「億」「万」の単位を追記

回答項目ごとの枠囲い

中央部に回答番号を再掲

カンマを強調し分かりやすく

2020年(令和2年)産業連関表について

国土交通省 総合政策局
情報政策課 建設経済統計調査室

令和5年2月28日

産業連関表における建設部門の全体像

- 産業連関表は10府省の共同作業として作成しており、国土交通省は建設、不動産、土木建築サービス、運輸、船舶・同修理、鉄道車両・同修理を担当。このうち、建設部門は建築、土木及び建設補修に大別される。
- 建築については、今般の2020年（令和2年）産業連関表から、建築工事届を提出しながら中止や未着工となった建築物の比率を用い、以下の(2)の補正を精緻化することとしている。
 - (1) 建築着工統計の工事費予定額を着工ベースから出来高ベースに転換する。
 - (2) 建築着工統計調査補正調査の結果を用いて、工事費予定額（届出額）を工事完了後の実際の工事費に補正する。
 - (3) 建築着工統計の統計の漏れを、漏れ補正調査を用いて修正する。
 - (4) (1)～(3)の修正後、別途推計した発注者経費（設計費等）を加え、生産額とする。

部門名称	定義・範囲
住宅建築 (木造)	主要構造部が木造の建築物のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物（うち居住の用に供される部分）の新築・増築・改築工事を範囲とする。
住宅建築 (非木造)	主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物（うち居住の用に供される部分）の新築・増築・改築工事を範囲とする。
非住宅建築 (木造)	木造の建築物のうち「住宅建築（木造）」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。
非住宅建築 (非木造)	非木造の建築物のうち「住宅建築（非木造）」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。
建設補修	建築物及び土木建設物に関する経常的補修時工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。ただし、本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、公共事業に関する維持・補修工事、災害復旧工事、及び鉄道軌道の線路、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。

産業連関表における建設部門の全体像

部門名称	定義・範囲
道路関係 公共事業	以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。 ①国及び地方公共団体の行う道路、街路事業 ②東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方公共団体等の行う有料道路事業など
河川・下水道・その他の 公共事業	以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。 ①河川：国及び地方公共団体の行う河川、砂防、海岸事業並びに独立行政法人水資源機構の行う事業 ②都市計画：国及び地方公共団体の行う下水道、公園、廃棄物処理施設等 ③港湾・漁港：国及び地方公共団体の行う港湾及び漁港事業 ④空港：国及び地方公共団体、成田空港株式会社、新関西国際空港株式会社及び中部国際空港株式会社の行う空港事業 ⑤災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から④まで並びに「道路関係公共事業」の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉱害復旧及び都市災害復旧事業 ⑥沿岸漁場整備等：国及び地方公共団体の行う沿岸漁場整備事業等
農林関係 公共事業 【農林水産省 担当】	以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。 ①農業土木：国、地方公共団体及び土地改良区その他の団体の行う農業基盤整備事業 ②林道：国及び地方公共団体の行う林道事業 ③治山：国及び地方公共団体の行う治山事業 ④災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業
鉄道軌道建設	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、公営鉄道、JR、東京地下鉄株式会社及び私鉄の行う鉄道軌道に関する構築物の新設工事を範囲とする。なお、本部門には、線路、電力・信号設備等の取替補修工事も含める。
電力施設建設	地方公営企業、電力株式会社及び電源開発株式会社の行う電気事業並びにその他の電気事業者及び日本原子力発電株式会社の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。なお、本部門には取替補修工事も含める。また、自家発電については、設置許可（1000kw以上）を受けているもののみを本部門に含む。
電気通信施設 建設	電気通信事業者、放送事業者の行う電気通信線路施設等に関する構築物の建設工事を範囲とする。なお、本部門には取替補修工事も含める。
その他の 土木建設	他の部門に分類されない、次に掲げる民間土木建設工事及び政府の行う公共事業以外の土木建設工事を範囲とする。 ①上・工業用水道：地方公営企業等の行う上水道、簡易水道及び工業用水道に関する構築物の建設工事 ②土地造成：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び民間の行う土地造成工事 ③その他の土木：地方公営企業及び民間の行うガス工事、地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資的工事、政府の行う駐車場整備工事並びにその他上記以外の民間土木建設

「建設補修」の定義に関する記述の変遷(参考)

昭和35年表 ※昭和40年表の資料中の「定義の変更点」に建設補修の記述がないため、昭和40年表も同様と考えられる。

建築物および構築物に関する補修で、自家補修を含む。なお、公共事業に関する補修は含まない。

昭和45年表から昭和55年表

- ①建築物（住宅および非住宅）および、土木構築物に関する経常的補修工事で、自家補修をふくむ。
- ②本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、公共事業に関する維持補修工事、災害復旧工事、ならびに鉄道軌道の線路、電力、信号設備、電力の送配電設備、電信電話の線路設備の取替補修工事は、ここにふくまず、資本形成とする。

昭和60年表

- ①建築物（住宅および非住宅）及び土木構築物に関する経常的補修工事で、自家補修を含む。
- ②本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、公共事業に関する維持補修工事、災害復旧工事、並びに鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事は、建設補修とせず、それぞれの部門に含める。

平成2年表

- (1) 建築物（住宅および非住宅）及び土木構築物に関する経常的補修工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。
- (2) ただし、①本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、②公共事業に関する維持補修工事、災害復旧工事、並びに③鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。

〔注意点〕

住宅についての建設補修の生産額は、帰属家賃との関連で、建設補修→住宅賃貸料→家計消費支出という経路で産出される。

平成7年表から平成17年表

※平成12年表以降は「帰属家賃との関連で、」という記述が削除されている。

- (1) 建築物（住宅および非住宅）及び土木構築物（鉄道軌道、電力、電気通信、上・工業用水道、ガスタンク、駐車場及びゴルフ場等の施設）に関する経常的補修工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。
- (2) ただし、①本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、②公共事業に関する維持補修工事、災害復旧工事、並びに③鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。

〔注意点〕

住宅についての建設補修の生産額は、帰属家賃との関連で、建設補修→住宅賃貸料→家計消費支出という経路で産出される。

平成23年表

- (1) 建築物（住宅および非住宅）及び土木構築物（鉄道軌道、電力、電気通信、上・工業用水道、ガスタンク、駐車場及びゴルフ場等の施設）に関する経常的補修工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。
- (2) ただし、①本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、②公共事業に関する維持補修工事、災害復旧工事、並びに③鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。

〔注意点〕

住宅に係る建設補修の国内生産額については、家計負担分は建設補修→住宅賃貸料又は住宅賃貸料（帰属家賃）→家計消費支出という経路で産出され、介護保険給付分は、建設補修→住宅賃貸料（帰属家賃）→中央政府個別的消費支出という経路で産出される。

平成27年表

- (1) 建築物（住宅および非住宅）及び土木構築物（鉄道軌道、電力、電気通信、上・工業用水道、ガスタンク、駐車場及びゴルフ場等の施設）に関する経常的補修工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。
- (2) ただし、①本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、②公共事業に関する維持補修工事、災害復旧工事、並びに③鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。

〔注意点〕

建築物（住宅及び非住宅）に係る工事のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は国内総固定資本形成に産出し、経常的な維持・修理工事は中間消費とする。